（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　地方公共団体は、施行日前においても、地方独立行政法人法第七条又は第八条第二項の規定により、その議会の議決を経て、第四条の規定による改正後の同法第二十一条第一号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関する変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

（軌道法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第八条の規定による改正前の軌道法（以下この条において「旧軌道法」という。）の規定により都道府県知事がした認可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧軌道法の規定により都道府県知事に対してされている認可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第四号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の長となるものは、第四号施行日以後における第八条の規定による改正後の軌道法（以下この条において「新軌道法」という。）の適用については、新軌道法の相当規定により指定都市の長がした処分等の行為又は指定都市の長に対してされた申請等の行為とみなす。

２　第四号施行日前に旧軌道法の規定により都道府県知事に対し、帳簿の提出その他の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新軌道法の相当規定により指定都市の長に対して帳簿の提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新軌道法の規定を適用する。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一軌道法（大正十年法律第七十六号）の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同項第二号中「及び第五十四条の二第四項」を「及び第五十四条の二第五項」に、「第五十四条の二第五項」を「第五十四条の二第六項」に、「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同表不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の項中「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項」を削る。

（文化財保護法の一部改正）

第八条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の八第一項中「第百四十三条第三項」を削る。

第百四十三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十八条第一項

二　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の三第一項

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百七の項中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

別表第五第二十七号中「同法第十七条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の経由、」を削る。

（環境影響評価法の一部改正）

第十一条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は」を削り、「適用される場合」を「適用される同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合」に、「北海道開発局長）又は都道府県知事（」を「北海道開発局長」に改める。

第四十五条第二項中「から第四項まで（」を「及び第二項（これらの規定を」に、「含み、同法第十九条第三項にあっては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含み、」を「含む。）若しくは同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される」に改め、「にあっては同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第四項にあっては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

（不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第十二条　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第四号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同条第六号中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第四号」に改め、同条第七号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一号」に改める。

第十七条第一項及び第十八条中「、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して」を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に、「同項各号の一」を「同条各号のいずれか」に改め、同条第二項を削る。

（地域再生法の一部改正）

第十三条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二十四第六項中「第十七条の三十六第十一項」を「第十七条の三十六第十項」に改め、同条第十項中「第十七条の三十六第十六項」を「第十七条の三十六第十五項」に改め、同条第十一項中「第十七条の三十六第十九項」を「第十七条の三十六第十八項」に改め、同条第十五項中「第十七条の三十六第二十項」を「第十七条の三十六第十九項」に改め、同条第十七項中「第十七条の三十六第二十一項」を「第十七条の三十六第二十項」に改める。

第十七条の三十六中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十九項を第十八項とし、第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条の三十七中「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に、「第十七条の三十六第二十一項」を「第十七条の三十六第二十項」に改める。

第十七条の三十八中「第十七条の三十六第二十一項」を「第十七条の三十六第二十項」に改める。

第十七条の三十九、第十七条の四十第一項及び第十七条の四十一中「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改める。